

愛知県教育委員会教育長 様

2018年12月5日

「春日井商業高校の2017年10月23日午後1時10分頃の「体罰」事件について、再度、前校長等の事情聴取等を行い、処分のやり直しをすることを求める請願」

住所

請願人

宮崎邦彦

1 請願の趣旨 経過

春日井商業高校「体罰」事件について、読売新聞報道（2018年9月15日）で、監督（野球部）が「昨年10月下旬・・・部員の顔を1回平手打ち」、すぐに監督と当時の細溝校長が本人と保護者に謝罪し・・・とある。当時、教育委員会等に報告書は提出されていない。この段階で、教諭は、校長から、指導を受けたことになっている。今年度に入って、指摘、報道等されて、再度、指導処分等を受けている。どうも、教諭は、同じ事案で、2度謝罪、指導を受けたことになる。問題が拡散するので、これ以上触れないが、今後は、教育委員会においては、同じ事案で、何度も、謝罪、指導等を行わないことを求める。

2 情報開示請求において、春日井商業高校の、「体罰」等に関する文書を受け取る。添付したものは次の通り。教育委員会の相談事項の文書（資料1）、体罰にかかる報告書（資料2） 職員の非違行為報告書（資料3）及び、審査表（資料4） 審査表から、処分対象者は3名である。

3 2017年、11月6日、生徒Aの父親から電話があり、校長は体罰の事実を認識した（資料2）とある。教育委員会、・・・報告しなかった（資料2）と、ある。

4 2018年6月20日高等学校教育課長小林課長より「・・・教諭の体罰、暴言について人づてに苦情がある」（資料3）ということがある。

5 8月2日（2018年と思われる）告発文学校に届けられる（資料2資料3）

6 会からの質問に対して、当時「小崎教頭は体罰の事実を認識して・・・」とあることに、教育委員会も認めている。会からの質問書（2018年10月24日付）、及び教育委員会回答書（同年11月7日付）は資料として添付しない。

7 「体罰」について、報告書を、当時なぜすぐ提出しなかったか等については、前校長はすでに退職しているため、確認する事ができませんと、当会からの質問に対して教育委員会は回答している。

8 審査表（資料4）によると、教諭本人、現校長、前校長が処分案に記載されている。処分の対象者と理解する。しかしながら、この処分の案件の基本は、2017年10月23日の「体罰」事案である。その当時の校長に対して、当会からの質問書に対しての回答から、聞き取り調査等ができていないこと、また送

愛知県教育委員会

30.12. 5

請願第21号

職ということで、前校長に対する処分等がなされていないことは推測される。しかしながら、前校長の監督責任者、もしくは任命者として、当時の教育委員会（事務局職員も含む）がその責任を問われることになるといえる。また当時の教頭も、「体罰」との認識等していたことからその責任を問われることになることは明らかである。

- 9 前校長が退職ということで、あるなら、調査協力ということで、文書による問い合わせ等ができたはずである。現在までなされていないとしたら、疑問である。「体罰」という事案で、処分される者として、前校長であったことは当然である。今回報道等で、大きく学校名等が報道されたことなど、当時の対応に大きな誤りがあったことは明らかであり、「体罰」をなくすため、その後の対応のための協力を求めることは、問題ないといえるし、希望ではあるが、前校長も協力を惜しまないと思う。
- 10 また、前校長の責任は重いということは明らかであるといえるし、前校長に代わって、（前校長の負うべき、責任を）だれも責任を取られないということでは、監督責任、任命責任を果たしていないといえる。無責任さを問われることになる。また、当時の、教頭の責任はなかったのか、教頭の立場は、校長の補佐でもある。代行も行うのではないかといえる。校長の命令に一方向的に従うだけではない。
- 11 また、当時の前校長は、まったく教育委員会事務局に相談等しなかったのか不明であるが、相談等して、今回の経過になったのか、知らされずになったのか、どちらにしてもその監督責任（教育委員会）は問われることは明らかである。

前校長の、処分に関して責任を取る人は、前校長若しくは、その校長に代わる教育委員会のも人が存在していたことは確かである。今回現校長が、「体罰」の件に関して責任を問われることは、疑問であり、おかしいとしか言いようがない。本当の意味で「体罰」の責任を果たしたとはいえないし、問題解決にはなっていない。確かに、現校長の期間にあった件についての校長の責任であるといえるが、いつの時点なのか又、どのような経緯の中でのことかなどは、どのようなことかなどは、正確には明らかにされていない。審査表も、あいまいな点がある。（処分理由書、説明書を見ていない段階）あいまいな事実関係で処分等は、問題があるということである。

- 12 責任を取る人が責任を取らなかったら、その組織は無責任体制になるといわれることになる。

請願事項

- 1 春日井商業高校、当時（「体罰」があった2017年度）の管理職に対して、「体罰」等の件について事情聴取等をする事。

(直接できない場合は、文書で行うこと、場合によっては協力を求めたうえで
行うこと)

- 2 春日井商業高校、当時(「体罰」があった2017年度)の教育委員会事務局
担当職員等にも事情聴取を行うこと。
- 3 春日井商業高校の2017年度からの「体罰」「不適切発言」について、その
発生時期等内容も含め、明確にする事。
- 4 春日井商業高校「体罰」発生時期、その時の教頭、教育委員会(事務局も含
む)に対する、当時の「体罰」についての対応についての、果たすべき職務、
責任等についての審査等をする事、及び審査表にある処分対象者に対する処
分が妥当かどうかを審査すること。

添付資料 「体罰」事案、春日井商業高校に関するもの

- | | | |
|-----|-----------------|----|
| 資料1 | 相談事項 2018年8月16日 | 3枚 |
| 資料2 | 体罰にかかる報告書 | 1枚 |
| 資料3 | 非違行為報告書 | 3枚 |
| 資料4 | 審査表 | 1枚 |